

總審第 号

昭和二十四年三月 日

内閣官房次長

殿

夏時刻の實施に關する件

首題の件について、夏時刻法（昭和二十三年法律第二十九号）により、
毎年、四月の第一土曜日の午前十二時から九月の第二土曜日の午前
零時までの間は、すべて中央標準時より一時間進めた時刻（夏時刻）を
用いるものとされていゝが、本年も、この法律によつて、四月二十日午前十二時か

ら九月十一日午前零時までの間、夏時刻が用いられることとなつていゝから、
この制度の設けられた趣旨が、日照時間の長さを利用して電力の節約その他
國民生活の全般に亘り清涼な環境を維持することによつて、その実施に万全を期
せられたい。
右念のため通知する。